

資料1-1

「(仮称)宇都宮市住生活マスタープラン」策定懇談会設置要綱

(設置)

第1条 宇都宮市の住宅施策の基本方向を示した宇都宮市住生活基本計画のほか、賃貸住宅供給促進計画、及び、マンション管理適正化推進計画を一体とした、「(仮称)宇都宮市住生活マスタープラン」を策定するにあたり、広く専門家等の意見を聴くため、「(仮称)宇都宮市住生活マスタープラン」策定懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

(設置期間)

第2条 懇談会の設置期間は、委嘱の日から令和5年3月末日までとする。

(委員の構成)

第3条 懇談会は市長が委嘱する20名以内をもって構成する。

2 委員は、次の各号に掲げるもののうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係機関推薦者
- (3) 行政関係者

(座長)

第4条 懇談会に座長を置き、委員の互選により定める。

2 座長は、懇談会を総理する。

3 座長に事故があるときは、座長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 懇談会の会議は、必要に応じ市長が招集する。

(庶務)

第6条 懇談会の庶務は、住宅政策課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、その都度座長が定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から適用する。